

グローバル人材育成推進事業 Q & A

平成24年4月

文部科学省高等教育局
高等教育企画課国際企画室

独立行政法人日本学術振興会
研究事業部研究事業課

目 次

1. 事業の背景・目的

- Q 1 - 1 「グローバル人材育成推進事業」の目的は何か。 ----- 1

2. 対象機関、対象事業等

- Q 2 - 1 申請にあたり、要件は設定されているのか。 ----- 1
- Q 2 - 2 国内の複数大学合同での申請は認められないのか。 ----- 1
- Q 2 - 3 「タイプA：全学推進型」に申請する場合、どこまで全学での取組が必要となるのか。 ----- 1
- Q 2 - 4 「タイプB：特色型」に申請する場合、1学部のみでの取組でかまわないのか。 2
- Q 2 - 5 タイプAとタイプBの両方が採択されることはあるのか。 ----- 2
- Q 2 - 6 他の補助事業にも申請する予定であるが、本事業への申請件数が制限されるのか。 ----- 2
- Q 2 - 7 5年間の支援は確実なのか。 ----- 2
- Q 2 - 8 毎年度の補助金交付額は、公募要領に記載されている上限額が5年間保証されるのか。 ----- 2
- Q 2 - 9 構想の策定にあたり、補助金の上限額まで予算計上しなければならないか。 -- 3
- Q 2 - 10 本事業の実施にあたり、学生の就学支援にかかる経費の財源として、独立行政法人日本学生支援機構の留学生交流支援制度などの奨学金制度を活用することは可能か。 ----- 3
- Q 2 - 11 学生を海外留学させるにあたり、授業料やプログラム受講費が必要となる場合、授業料やプログラム受講費に対して補助金を充当することは可能か。 ----- 3

3. 対象とする構想等

- Q 3 - 1 本事業に申請するにあたり、公募要領等に記載されているもののほか特に留意すべきものはあるか。 ----- 4
- Q 3 - 2 「学士課程を中心とした取組」とあるが、修士課程や博士課程における取組は対象とならないのか。 ----- 4
- Q 3 - 3 タイプAに申請する場合、学部ごとに「グローバル人材像」が異なるが、1つの人材像として設定しなければならないのか。 ----- 4
- Q 3 - 4 「学生が修得すべき具体的能力」とは、資格取得など具体的なものとしなければならないのか。 ----- 4

Q 3-5	タイプAにおける数値目標の設定にあたっては、すべての学部等が一律の目標水準としなければならないのか。-----	4
Q 3-6	「外国語カスタンダード」とは何か。-----	5
Q 3-7	「卒業時の外国語カスタンダード」の設定にあたり、その水準に下限はあるのか。-----	5
Q 3-8	「単位取得を伴う海外留学経験者」には、海外の大学で単位を取得したが、自大学において、単位互換されなかった学生は含まれるのか。-----	5
Q 3-9	「単位取得を伴う海外留学経験者」の定義とはどのようなものか。-----	5
Q 3-10	2週間で1単位しか単位を取得しない海外留学であっても、「単位取得を伴う海外留学経験者数」にカウントすることは可能か。(留学期間や単位数に下限はないのか?) -----	6
Q 3-11	タイプAに申請する場合、『卒業時の外国語カスタンダードを満たす学生数』と『卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数』の合計数については、同一学年在籍者数の10%を下限とする」とあるが、学部ごとに、「同一学年在籍者数の10%を下限」の要件が適用されるのか。-----	6
Q 3-12	「設定した具体的能力についての定性又は定量的測定指標」とはどのようなものを指標として設定するのか。-----	6
Q 3-13	学士課程から博士後期課程修了時までの長期のグローバル人材育成を考える場合、その目標とはどの時点のものが求められるのか。-----	6
Q 3-14	定量目標は高く設定しなければ採択されないのか。-----	6
Q 3-15	「その他本構想における取組の達成目標」とは、どのような目標を設定するのか。-----	7
Q 3-16	「外国人教員等比率」の目標には、必ず「国外の大学での学位取得、通算1年以上教育研究に従事した日本人教員」を含めなければならないのか。-----	7
Q 3-17	単位制度の実質化を図り、学士課程教育の質的向上に取組むにあたり、どのようなことに留意する必要があるのか。-----	7
Q 3-18	課題解決型の能動的学修の推進は必要か。-----	7
Q 3-19	「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」とは何か。どこまで公表すればいいのか。	8
Q 3-20	国内外でのインターンシップは必須なのか。-----	8
Q 3-21	産業界との連携は必ず必要か。-----	8

Q 3-22	SENDを実施したほうが、審査において高く評価されるのか。-----	8
Q 3-23	SENDの実施にあたり、どのような点に留意すべきか。-----	9
Q 3-24	SENDは、その活動対象として大学だけでなく、中学校や高等学校での活動を必ず必要とするのか。-----	9
Q 3-25	外国人教員の国際公募は必須なのか。-----	9
Q 3-26	「海外の大学における教育活動を通じたグローバル教育力向上の取組」として、例えば、学内のサバティカル制度を使って海外の大学に研究留学することも含まれるか。-----	9
Q 3-27	ラーニング・アグリメントは必須か。-----	9
Q 3-28	海外留学を促進する制度として、4月以外の入学時期を推進しなければならないのか。-----	10
Q 3-29	入学志願者の留学経験等を評価する入試制度の導入を検討しており、次年度の入試には間に合わないが申請できるのか。-----	10
Q 3-30	語学力を向上させるための取組は、英語でなければならないのか。-----	10
Q 3-31	入学時プレイスメントテストによる習熟度別語学クラスの編成は、必ず行わなければならないのか。-----	10
Q 3-32	タイプAにおける「他の大学と連携した取組の実施」とは、どの程度の取組の実施が求められているのか。-----	10

4. 構想の策定

Q 4-1	補助事業の支援期間終了と同時に本事業を終了してもよいか。-----	11
-------	-----------------------------------	----

5. 費用等

Q 5-1	採択された場合、構想の申請後の8月から開始した取り組みについて遡って経費を充当できるか。-----	11
Q 5-2	採択された構想に対する補助金交付（内定）額は、どのように算出されるのか。-----	11
Q 5-3	交付内定額に合わせる形で交付申請時に申請内容の変更は可能か。-----	11
Q 5-4	採択された構想における取り組みが、他の補助金、委託費等により支援を受けている場合でも、補助金の交付を受けることは可能か。-----	11
Q 5-5	本補助事業において使用できる経費とは、具体的にはどのようなものか。---	11
Q 5-6	大学間交流協定を締結している海外の大学の備品を購入することは可能か。---	12

Q 5-7	海外のサテライトオフィスでの教育を行うため、必要な機器を設置する場合、当該機器の購入又はリース等の費用を本補助金から使途することは可能か。――	12
Q 5-8	本事業の補助対象経費である人件費・謝金の「人件費」とは、具体的にどのような者の人件費が該当するのか。――	12
Q 5-9	本補助事業において雇用される教員は、研究活動を行うことはできないのか。	12
Q 5-10	本事業において雇用される教職員の勤務形態に制限はあるのか(非常勤等でもよいのか)。――	12
Q 5-11	既に在籍している外国人教員等が本事業のプログラムの授業に専念することとなったため、当該外国人教員の代替教員として本事業に関連しない授業を担当する教員を採用した場合、その経費を支出することはできるか。――	13
Q 5-12	非常勤講師及び非常勤職員の雇用経費も対象となるか。――	13
Q 5-13	人件費については、補助対象経費の〇%といった上限はあるのか。――	13
Q 5-14	T Aとして学生を雇用した場合、謝金を支給することが可能とのことであるが、T A(授業の補助)のほか、課外活動等の支援のため謝金を払うことは可能か。	13
Q 5-15	旅費の算出方法はどのように算出するのか。――	13
Q 5-16	本事業において、就職支援のためのイベント等の実施にあたり無報酬で業務を委嘱した場合(例えば、会場準備のためのボランティアなど)、これに係る交通費等の実費を支出できるか。――	13
Q 5-17	学生への就学支援などの経費(奨学金や交通費など)を支出することは可能か。	14
6. 選定方法等		
Q 6-1	本事業の審査はどのように行われるのか。――	14
Q 6-2	ヒアリング審査はいつ頃実施されるのか。その日程は申請者にいつ連絡されるのか。――	14
7. 事業の実施		
Q 7-1	構想が採択されたが、委員会から「構想についての改善のための意見」が付された。構想調書の計画を修正して再提出する必要があるのか。――	14
Q 7-2	選定された大学は、構想等の実施状況についての独自の評価を行うため、例えば外部有識者から構成される委員会を設置し、運営についての助言を得るとされているが、必ず外部委員会を設置しなければならないのか。――	14

8. 提出書類等

- Q 8 - 1 図表を用いた場合でも文字は10.5ポイントとするべきか。----- 15
- Q 8 - 2 様式の改変はできないのか。----- 15
- Q 8 - 3 申請書はカラー印刷を行ってもよいか。----- 15
- Q 8 - 4 「6. 構想責任者」欄には、例えば私立大学の場合、法人職員の名前を記載することは可能か。----- 15
- Q 8 - 5 「9. 補助事業経費」はどのように記入すればよいのか。----- 15
- Q 8 - 6 「6. 本事業事務総括部課の連絡先」を記入する目的はなにか。----- 16
- Q 8 - 7 構想調書の各項目の説明文に挙がっている事項については全て記入する必要があるか。----- 16
- Q 8 - 8 構想調書の目標設定シート3「② 外国人留学生数・全学生に対する比率」に記入する「外国人学生」の定義は、「留学」の在留資格を有する者のみでよいか。----- 16
- Q 8 - 9 構想調書の様式（本構想における取組内容）【これまでの取組】欄に記入する実績や取組の内容とは、いつの時点の実績や取組について記入するのか。----- 16
- Q 8 - 10 構想調書の様式7「支援期間における各経費の明細」はどのように記載したらよいか。----- 17
- Q 8 - 11 構想調書の様式7「支援期間における各経費の明細」欄の記入方法について、留意すべき点はなにか。----- 17
- Q 8 - 12 構想調書の（参考）で「SENDの概要」とあるが、必ず記載が必要なのか。----- 17
- Q 8 - 13 構想調書を提出した後、不備が見つかった場合に差し替えをしたいが可能か。----- 17

9. その他

- Q 9 - 1 事業の評価等はどのように行われるのか。----- 18
- Q 9 - 2 申請書の郵送は、提出期限の消印があればよいのか。----- 18
- Q 9 - 3 申請する前に構想の内容について相談を行うことは可能か。----- 18
- Q 9 - 4 フォーラムの開催や事例集の発行などを予定しているのか。----- 18
- Q 9 - 5 「大学ポートレート（仮称）」とは何か。----- 18

1. 事業の背景・目的

Q 1-1 「グローバル人材育成推進事業」の目的は何か。

A. グローバル化が加速する21世紀の世界経済の中において、20年、30年後の「日本」を見据え、飽くなき知的好奇心を持ち、高度で豊かな語学力・コミュニケーション能力や異文化体験を身につけ、国際社会に積極的に関与し貢献するとともに、日本がより豊かで強く、かつ様々な価値観を大切にす国になるための礎となる「人財」を我が国で継続的に育成していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、平成23年5月に新成長戦略実現会議の下に関係閣僚からなる「グローバル人材育成推進会議」が設置され、同年6月に「グローバル人材育成推進会議中間まとめ」が取り纏められるとともに、「政策推進の全体像（平成23年8月15日閣議決定）」においては、この中間まとめを具体化したグローバル人材の育成・活用等に取り組むことが決定されたことを背景に、平成24年度から、若い世代の「内向き志向」を克服し、国際的な産業競争力の向上や国と国の絆の強化の基盤として、グローバルな舞台に積極的に挑戦し活躍できる「人財」の育成を図るため、大学教育のグローバル化を推進することを目的として、事業が開始されました。

2. 対象機関、対象事業等

Q 2-1 申請にあたり、要件は設定されているのか。

A. 平成24年4月1日現在設置されている大学（ただし、短期大学は除く。）であれば申請が可能です。

なお、採択された取組については、「国際化拠点整備事業費補助金」により財政支援を行うことを予定しており、国際化拠点整備事業費補助金交付要綱第3条2項に基づき、私立大学にあっては設置者が学校法人のものに限ります。

Q 2-2 国内の複数大学合同での申請は認められないのか。

A. 本事業は、学部入学時から卒業時（又は大学院修了時）までの一体的な取組の支援を主な目的の一つとしており、学位の授与を共同で行う場合を除き、複数の大学による共同申請は認められません。なお、大学における教育課程の共同実施制度に基づき、複数の大学が共同で設置する学部・研究科を本事業における支援の対象とする場合には、必要な認可申請等の手続きが完了することが前提となります。

なお、複数大学による共同事業については、「大学間連携共同教育推進事業」等の他の補助事業の対象となる場合がございますので、そちらでの申請を御検討ください。

また、本事業において行う、シンポジウムの開催など個別の取組における他大学との連携を妨げるものではありません。

Q 2-3 「タイプA：全学推進型」に申請する場合、どこまで全学での取組が必要となるのか。

A. 「タイプA：全学推進型」では、本事業において設定する目標について、大学全体でその達成を目指す取組が対象となります。なお、複数の学部等を設置する大学の場合、各学部等ごとに、グロー

バル人材像や目標等を設定（複数学部で連携する場合、共通の一つの人材像及び目標等の設定も可能。）し、その達成に向け各学部等が必要とする取組を計画してください。また、大学全体での共通的な取組を全学部等が実施するものであってもかまいません。あくまで、全ての学部等が大学全体の共通的な教育理念・教育目的等のもと、これを踏まえた各々のグローバル人材育成に取組むことが求められています。

Q 2-4 「タイプB：特色型」に申請する場合、1学部のみを取組でかまわないのか。

A. 「タイプB：特色型」に申請する場合、1つの学部を対象とした取組でもかまいませんが、本事業自体がその対象とする取組の中には、入試、語学教育、教学システム、留学支援体制、大学全体のグローバル化推進など個々の部局のみでは対応が困難であり、全学的に検討・実施が必要な事項も多いことから、全学的な推進体制の下で実施することが求められています。そのため、タイプBであっても、構想責任者は、大学の学長又は副学長としています。

Q 2-5 タイプAとタイプBの両方が採択されることはあるのか。

A. 1大学が本事業に申請できる件数は、タイプA及びタイプBそれぞれについて1件を上限とします。なお、タイプA、タイプB、各々1件申請した場合において、タイプAの申請が採択された場合、自動的にタイプBの申請は不採択となります。

Q 2-6 他の補助事業にも申請する予定であるが、本事業への申請件数が制限されるのか。

A. 他の補助事業への申請によって、本事業への申請件数が制限されることはありません。ただし、両方で採択された場合、事業内容に重複があると本事業として経費措置を受けることができなくなりますので、申請に際して、他の経費措置を受けて行っている事業との区分・相違などを十分整理した上で、本事業に申請してください。

Q 2-7 5年間の支援は確実なのか。

A. グローバル人材育成の重要性を踏まえ、適切に対応していくことを予定しておりますが、国の財政事情等により5年間で必ず保証するものではありません。また、毎年度のフォローアップ及び支援開始から3年目に実施する平成25年度までの取組状況に関する中間評価の結果は、補助金の配分に勘案されるとともに、事業目的、目標の達成が困難又は不可能と判断された場合、事業の中止も含めた計画の見直しを行うことがあります。

Q 2-8 毎年度の補助金交付額は、公募要領に記載されている上限額が5年間保証されるのか。

A. 次年度以降の予算については、国の財政事情等により必ず保証するものではなく、その予算額についても、本年度と同額が保証されるものではありません。構想の規模、実施年に応じ、充当する

経費の規模は変動するとともに、各年度の最終的な補助金額は本事業全体の予算額等に応じて調整します。

Q 2-9 構想の策定にあたり、補助金の上限額まで予算計上しなければならないか。

A. 5年間の構想の策定にあたり、毎年度の予算計上は、その年度に実施する事業の規模や費用対効果等を勘案して、補助金上限額の範囲内で必要な金額を計上してください。

なお、次年度以降の本事業全体の予算額については、国の財政事情等により、本年度と同額が必ず保証されるものではないこと、また、財政支援期間終了後も継続的かつ発展的に事業を実施していくことに留意し、適切な資金計画を策定してください。

Q 2-10 本事業の実施にあたり、学生の就学支援にかかる経費の財源として、独立行政法人日本学生支援機構の留学生交流支援制度などの奨学金制度を活用することは可能か。

A. 本事業の実施にあたり、学生への就学支援のために留学生交流支援制度などの奨学金制度を活用しても差し支えありません。ただし、本事業に採択されることによって当該支援制度が必ず採択されるものではありませんので、大学の自己負担を一定程度計上するほか、寄附金の獲得や民間の奨学金の活用など、国の奨学金制度が受けられなかった場合でも成立する事業計画・資金計画としていただくよう十分ご配慮ください。

Q 2-11 学生を海外留学させるにあたり、授業料やプログラム受講費が必要となる場合、授業料やプログラム受講費に対して補助金を充当することは可能か。

A. 学生個人に課される費用は、本人が負担すべきものであることから、補助の対象とはなりません。

3. 対象とする構想等

Q3-1 本事業に申請するにあたり、公募要領等に記載されているもののほか特に留意すべきものはあるか。

A. 本事業の公募要領等の検討・策定にあたり、準備会合及びプログラム委員会で、事業の方向性等が議論された経緯がありますので、申請にあたっては、当該会議の議事概要をご覧ください、本事業に取組むにあたり、大学に期待されていることなどについて十分ご注意ください。

Q3-2 「学士課程を中心とした取組」とあるが、修士課程や博士課程における取組は対象とならないのか。

A. 本事業の対象となる構想は、学士課程を中心とした取組となりますので、学士課程を含まない修士課程及び博士課程のみを対象とした取組に限られる構想は対象になりませんが、養成しようとする人材像やその修得すべき能力に応じ、学士課程の延長線上に修士課程や博士課程における取組を含む構想については、本事業への申請の対象となります。

Q3-3 タイプAに申請する場合、学部ごとに「グローバル人材像」が異なるが、1つの人材像として設定しなければならないのか。

A. 構想の目的や大学の教育目的等に反しない限り、「グローバル人材像」については、学部ごとに設定してもかまいません。なお、設定された「グローバル人材像」に基づき、「卒業時に修得すべき具体的能力」やそのために必要な取組の構想を策定していくこととの関係にも十分留意して、適切かつ具体的な人材像を設定してください。

Q3-4 「学生が修得すべき具体的能力」とは、資格取得など具体的なものとしなければならないのか。

A. 設定されたグローバル人材像を踏まえ、学生の就職力向上等の観点から、専門分野の知識や修得すべき能力等の目標について記載してください。人材像と明確に関連づけられていれば、それを具体化するものとして資格取得を記載することも有益と考えられます。

Q3-5 タイプAにおける数値目標の設定にあたっては、すべての学部等が一律の目標水準としなければならないのか。

A. 目標の設定にあたっては、各学部等の教育目的やその特色に応じて、目標達成への貢献度や取組度合いは各学部等が一律である必要はありません。これまでの実績や学部等が設定した「グローバル人材像」及びこれを踏まえた「学生が修得すべき具体的能力」に応じて、個々の目標における適切な水準を設定してください。

Q3-6 「外国語カスタンダード」とは何か。

A. 「外国語カスタンダード」とは、客観的な手法・指標により測定された学生の語学力の水準を想定しており、TOEFL等の語学テストを利用することが考えられます。本事業は、グローバルに活躍できる人材の育成を目的としており、学生の語学力向上も必要な要素となります。

Q3-7 「卒業時の外国語カスタンダード」の設定にあたり、その水準に下限はあるのか。

A. 「卒業時の外国語カスタンダード」の設定にあたり、その水準については、大学が設定した「グローバル人材像」及びこれを踏まえた「学生が修得すべき具体的能力」に応じて、必要とされる水準は異なるものと考えられます。その一方で、学生が海外の大学に留学するという観点からは、これに必要とされる語学力を下回るような水準とすることは不適切と考えられます。これらの点に留意したうえで適切な水準を設定してください。

Q3-8 「単位取得を伴う海外留学経験者」には、海外の大学で単位を取得したが、自大学において、単位互換されなかった学生は含まれるのか。

A. 「単位取得を伴う海外留学経験者」については、当該大学が本事業におけるグローバル人材育成のための必要な要素としての「海外留学」を経験させた者として位置づけられ、本事業の目標として推進しようとする留学経験者であることを踏まえれば、当該大学が単位互換の対象としない単位の取得者まで含めることは不適切と考えられるため、含まれないものとします。

Q3-9 「単位取得を伴う海外留学経験者」の定義とはどのようなものか。

A. 「単位取得を伴う海外留学経験者」とは、「海外への留学」とこれによる学習成果としての自大学における「単位」を取得した者となります。

したがって、

- ①海外の協定締結大学に留学、そこでの単位取得、単位互換による自大学の単位として認定
- ②海外の協定締結大学に留学、協定締結大学と自大学との共同開講授業の受講、自大学の単位として認定

のいずれも対象となります。また、

- ③本事業による教育の結果、協定等の締結のない海外の大学に休学して留学、そこでの単位取得、単位互換による自大学の単位として認定

といったものも含まれます。

なお、当然のことですが、単位互換の実施にあたっては、質が保証されていることが前提となりますので、特に休学留学生の取得した単位の互換にあたっては、安易に行うことがないよう質の保証に十分配慮してください。

Q 3-10 2週間で1単位しか単位を取得しない海外留学であっても、「単位取得を伴う海外留学経験者数」にカウントすることは可能か。(留学期間や単位数に下限はないのか?)

A. 留学期間や単位数に下限を設けておりませんので、カウントして差し支えありません。なお、目標値は、「3ヶ月未満」、「3ヶ月以上1年以下」、「1年超」の期間ごとに設定することとなります。

Q 3-11 タイプAに申請する場合、『卒業時の外国語力スタンダードを満たす学生数』と『卒業時における単位取得を伴う海外留学経験者数』の合計数については、同一学年在籍者数の10%を下限とする」とあるが、学部ごとに、「同一学年在籍者数の10%を下限」の要件が適用されるのか。

A. タイプAの場合、設定する目標は、大学全体で達成すればよく、「同一学年在籍者数の10%を下限」の要件は、学部ごとの目標を積み上げた大学全体の目標に対して適用されます。

Q 3-12 「設定した具体的能力についての定性又は定量的測定指標」とはどのようなものを指標として設定するのか。

A. 設定した人材像及び修得すべき具体的能力の内容によって、これを測定する指標は様々であり、一概には言えませんが、自主開発又は他の団体が実施するアセスメントテストを活用する方法や、例えば、グローバルビジネスにおいて活躍する人材の育成を目指す構想であれば、グローバル企業への就職者数を用いるなど必要とされる能力と特定の就職先が相関性を持つ場合、そのような方法も一つの測定指標と考えられます。なお、学生が修得する能力は多面的なものであるため、指標は一つである必要はなく、能力と相関のある複数の指標を設定することが適切と考えられます。

Q 3-13 学士課程から博士後期課程修了時までの長期のグローバル人材育成を考える場合、その目標とはどの時点のものが求められるのか。

A. 最終的な出口が、博士後期課程修了時ということであっても、本事業においては、まず、そこをめざす人材が、学士課程卒業時までどのような学習経験(海外留学を含む。)を積み、どこまでの能力を修得すべきかということについて、具体的な目標を設定してください。その上で、博士後期課程修了時における目標を設定していただくことは差し支えありません。

Q 3-14 定量目標は高く設定しなければ採択されないのか。

A. 定量目標は、当該大学の規模や教育研究分野、立地条件、現状の実績等の各種条件により、その絶対値や比率を単純に他と比較できるものではないため、単純に高ければ良いということではなく、これまでの実績の推移を勘案し、実現可能性を損なわない範囲で、当該大学にとっての挑戦的な目標値としてください。

Q 3-15 「その他本構想における取組の達成目標」とは、どのような目標を設定するのか。

- A. 「公募要領5頁 2. 本事業の目標を達成するための構想」の i) ~ vi) の項目に係る各種取組の目標を設定します。なお、目標の設定にあたっては、その達成条件や達成時期が判断できる程度の具体的なものとしてください。(例えば、教育課程の国際通用性の向上に関する取組であれば、「〇年〇月までに〇〇学部の全授業科目の英語版シラバスを整備する」 など)

Q 3-16 「外国人教員等比率」の目標には、必ず「国外の大学での学位取得、通算1年以上教育研究に従事した日本人教員」を含めなければならないのか。

- A. 大学のグローバル化に向けた戦略次第であり、外国人教員に限定してその全教員に占める割合を向上させるという目標を設定しても差し支えありません。

Q 3-17 単位制度の実質化を図り、学士課程教育の質的向上に取組むにあたり、どのようなことに留意する必要があるのか。

- A. 学修時間の増加・確保による主体的な学びの確立を図るため、
- 授業の事前の準備や事後の展開（授業内容の確認や理解の深化のための探求 等）をするための工程表として授業計画（シラバス）が機能しているか
 - カリキュラム全体ではぐくむ能力や修得させる技術・技能は明確か
 - そのために必要な科目間の連携がとられているか
 - 学生に主体的な意欲や関心、学びを引き出す教育方法や成績評価がとられているか、
 - これらを担う教員の教育力は担保されているか、
 - カリキュラムの改善を全学的な観点から行うマネジメントが確立されているか
- などに留意していただくことが必要と考えられます。

※「予測困難な時代において生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ」（審議まとめ）（平成24年3月26日 中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

<文部科学省WEBサイトURL>

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1319183.htm

Q 3-18 課題解決型の能動的学修の推進は必要か。

- A. 教員と学生とが意思疎通を図りつつ、学生同士が切磋琢磨し、相互に刺激を与えながら知的に成長する課題解決型の能動的学修（アクティブ・ラーニング）によって、学生の思考力や表現力を引き出し、その知性を鍛える双方向の講義、演習、実験、実習や実技等の授業を中心とした質の高い学士課程教育の提供により、学生の主体的に考える力を養成していくことが必要と考えます。

※「予測困難な時代において生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ」（審議まとめ）（平成24年3月26日 中央教育審議会大学分科会大学教育部会）

<文部科学省WEBサイトURL>

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1319183.htm

Q 3-19 「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」とは何か。どこまで公表すればいいのか。

A. 中央教育審議会大学分科会大学教育の検討に関する作業部会国際的な大学評価活動に関するワーキンググループにおいて、平成22年5月に「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」が取りまとめられました。本事業への申請にあたっては、これに掲げられた項目について、大学のグローバル化に向けた戦略的な国内外への教育情報の発信が求められておりますので、積極的に御対応ください。また、公表の様式や方法については大学に委ねられていますので、学内の関係部署と調整・検討のうえで適切に実施してください。

※「国際的な大学評価活動の展開状況や我が国の大学に関する情報の海外発信の観点から公表が望まれる項目の例」（平成22年5月12日国際的な大学評価活動に関するワーキンググループ）
<文部科学省WEBサイトURL>
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1294329.htm

なお、「大学の国際化のためのネットワーク形成推進事業」の採択大学においては、本年4月から順次、情報発信が開始されておりますので、参考としてください

<WEBサイトURL>
http://www.uni.international.mext.go.jp/university_list/tohoku/Data/Index/

Q 3-20 国内外でのインターンシップは必須なのか。

A. 国内外のインターンシップは必須ではありませんが、国内外のいずれでも活躍できるグローバルな人材を育成する観点からは、インターンシップの機会の確保、あるいは希望する学生への相談・支援の体制が採られていることが望ましいと考えます。

Q 3-21 産業界との連携は必ず必要か。

A. 設定した人材像によっては、必ずしも必要でない場合もありますが、そのような場合を除き、卒業又は修了した学生の多くが産業界に就職すること、また、産学官等の各界で活躍できるグローバル人材育成の観点から、可能な限り産業界との連携を目指すことが望ましいと考えます。

Q 3-22 SENDを実施したほうが、審査において高く評価されるのか。

A. SENDの実施の有無のみで直ちに高く評価されるものではありませんが、SENDを含む構想とすることが、大学が設定した人材像及び修得すべき能力に照らし、グローバル人材として求められる能力の育成に貢献するとともに、構想の熟度を向上させるものであれば、審査においても高く評価され得ると考えられます。一方で、人材像及び修得すべき能力、構想内容との関係性も低く、事前の準備教育等もないまま単に留学先で日本文化の紹介をするといった内容であれば、逆に減点

要素となり得る場合もあるため、構想全体との整合性を踏まえて、実施の可否をご判断ください。

Q 3-23 SENDの実施にあたり、どのような点に留意すべきか。

- A. SENDの実施にあたっては、「日本人学生が留学先の現地の言語や文化を学習するとともに、現地の学校等での日本語指導支援や日本文化の紹介活動」を行うものになっていることが必要です。
構想の策定にあたっては、日本人学生がSENDの活動に参加するにあたり、現地の言語や文化、日本語教育等に関する十分な準備教育を実施するものとなっていること、現地における活動先（中学校、高等学校、民間の日本語学校、大学等）の確保や派遣された日本人学生の活動支援を行うコーディネーターの配置等、活動内容・規模に応じた十分なサポート体制の構築が図られるものとなっていることが挙げられます。

Q 3-24 SENDは、その活動対象として大学だけでなく、中学校や高等学校での活動を必ず必要とするのか。

- A. 必ず必要となるものではありません。ただし、現地における日本語学習者からの期待等に応えるべく、可能な限り、活動対象を限定しないものが望ましいと考えられますが、一方、日本語教教育（を支援をする）ということの困難さを考慮すると、一定の日本語学習歴のある大学生等を対象に事業を始め、そこで生じる課題等を解決しながら、高等学校等に活動を広げていくことが現実的であると考えます。

Q 3-25 外国人教員の国際公募は必須なのか。

- A. 国際公募が必須となるものではありませんが、可能な限り、国内外での競争性の高い公募を実施することが、優秀な教員の確保に繋がると考えられます。

Q 3-26 「海外の大学における教育活動を通じたグローバル教育力向上の取組」として、例えば、学内のサバティカル制度を使って海外の大学に研究留学することも含まれるか。

- A. 大学における研究活動は、教育と密接不可分で、相互に深い関係にあるものであることから、一定程度の研究活動を行うことは、本事業における学生への教育という面からも有益なものと考えられますが、一方で、本事業は教育活動への支援を目的としたものであることから、研究を目的として海外の大学に教員を派遣することは適当ではありません。したがって、本補助事業において海外の大学に派遣される教員は、主として海外の大学での授業の実施や教授法の修得などの教育を目的として派遣される者でなければなりません。

Q 3-27 ラーニング・アグリメントは必須か。

- A. 大学・学生が単位認定の可否等についてあらかじめ合意すること（ラーニング・アグリメント）により、海外留学プログラムが学生のコースワークの一部として有効に位置づけられることが確保されるとともに、学生が安心してプログラムに参加し、学習に専念できるようになることから、可

能な限り実施することが望まれます。

Q3-28 海外留学を促進する制度として、4月以外の入学時期を推進しなければならないのか。

- A. 4月以外の入学を導入することは義務ではありませんが、海外の協定締結大学等におけるアカデミックカレンダーの相違など国・大学の制度を十分に考慮し、学生が円滑に入学・転学や卒業後の進学・就職ができるよう、入学時期の弾力化も含め、制度的対応や学生への支援を行うことが望まれます。

Q3-29 入学志願者の留学経験等を評価する入試制度の導入を検討しており、次年度の入試には間に合わないが申請できるのか。

- A. 入試内容の変更にあたっては、2年程度前に予告・公表が行われるため、当然、次年度からの新しい入試の導入は不可能となります。入試に関する構想については、十分な検討のうえ、5年の事業期間の間における適切な時期から導入すればよく、次年度からの導入が申請要件となるものではありません。

Q3-30 語学力を向上させるための取組は、英語でなければならないのか。

- A. 設定した人材像及び修得すべき能力によっては、英語である必要はなく、また、第2外国語や第3外国語についての取組を構想に含めることも可能です。

Q3-31 入学時プレイスメントテストによる習熟度別語学クラスの編成は、必ず行わなければならないのか。

- A. 入学時プレイスメントテストはあくまで例示であり必須ではありません。ただし、学生の語学力向上度の測定が必要となりますので、入学時においても、何らかの語学力テストの実施が求められます。TOEFL iBT や TOEIC を活用するほか、大学が独自に開発した試験でも差し支えありません。大学の設定した人材像及び修得すべき能力に照らして、必要かつ効果的な語学教育を実施していただくことが望ましいと考えます。

Q3-32 タイプAにおける「他の大学と連携した取組の実施」とは、どの程度の取組の実施が求められているのか。

- A. 本事業における構想の主たる取組は、当該大学の学士課程教育に関するものであることから、他の大学と連携できる取組というのは、かなり限られたものになると考えられますが、一方で、選定された大学においては、国からの財政支援により、グローバル人材育成における先導的な取組を実施していただくことになることから、国内大学のグローバル化を先導する大学として、構想の実現の過程で得られた経験や成果等については、適宜、ウェブサイト等での情報発信やシンポジウム等の開催により、広く普及を図るとともに、他の大学と共同で実施できる取組については連携して行うなど、他の大学のグローバル化推進にも貢献することが望まれます。

4. 構想の策定

Q 4 - 1 補助事業の支援期間終了と同時に本事業を終了してもよいか。

A. 本補助事業は、他の大学の牽引となるべき先導的なグローバル人材育成の取組の実施等に必要な経費を支援することを目的としています。そのため、本補助事業の支援期間終了後も継続的かつ発展的に事業を継続していただくとともに、他大学のグローバル化や、高等教育の国際化の推進、留学生受入・派遣の促進等のため、採択後10年間はその経過を公表することとしています。

5. 費用等

Q 5 - 1 採択された場合、構想の申請後の8月から開始した取り組みについて遡って経費を充当できるか。

A. 本事業により支出される「国際化拠点整備事業費補助金」は、交付内定後における構想の実施に必要な経費に対し支出されるものであり、内定前に遡って経費を充当することはできません。なお、交付内定は9月以降の選定結果通知日（公募要領「7. 問い合わせ先等」を参照）の以降（1ヶ月程度）を予定しています。

Q 5 - 2 採択された構想に対する補助金交付（内定）額は、どのように算出されるのか。

A. 補助金の配分は、「グローバル人材育成推進事業プログラム委員会」における審査結果を踏まえ、毎年度、予算の範囲内で、各大学からの交付申請額に基づき、構想の内容、経費の妥当性等を勘案して、文部科学省において補助金交付（内定）額を決定します。

Q 5 - 3 交付内定額に合わせる形で交付申請時に申請内容の変更は可能か。

A. 内定決定は、計画された内容に基づき行っているため、交付申請時に計画を変更することは原則として認められません。したがって、申請書は十分に具体的な計画を立てた上で提出してください。

Q 5 - 4 採択された構想における取り組みが、他の補助金、委託費等により支援を受けている場合でも、補助金の交付を受けることは可能か。

A. 採択された構想における取り組みが、他の補助金等により経費措置を受けているものと重複する場合は、本補助金の交付を受けることはできません。

Q 5 - 5 本補助事業において使用できる経費とは、具体的にはどのようなものか。

A. 本事業の対象となる経費は、当該大学の規程等に照らし大学の経費として支出可能なものであることを前提に、本事業に申請した構想の実施にあたり大学が行う取組に直接必要な経費となります。

具体的な費目等については、「公募要領（別添 1）経費の使途可能範囲」をご参照ください。

Q 5 - 6 大学間交流協定を締結している海外の大学の備品を購入することは可能か。

A. 本補助事業の支援対象は、補助事業者（申請した大学）となりますので、補助事業者以外が備品等の物品を購入することはできません。

Q 5 - 7 海外のサテライトオフィスでの教育を行うため、必要な機器を設置する場合、当該機器の購入又はリース等の費用を本補助金から使途することは可能か。

A. 本補助事業を遂行するために直接必要なことが前提ですが、補助事業者が購入等（リースなど賃借を含む）行うのであれば、その機器を海外のサテライトオフィスに設置する場合でも本補助金において使途することは可能です。ただし、学外経費使用、財産処分制限など補助事業上の取り扱いに留意するとともに、当該大学の規程に従い適切に管理を行う必要があります。

Q 5 - 8 本事業の補助対象経費である人件費・謝金の「人件費」とは、具体的にどのような者の人件費が該当するのか。

A. 本事業の補助対象経費となる人件費は、本補助事業を遂行するために直接従事することとなる者の人件費に使用することができます。教員については、本事業に直接従事することとなる外国人教員や海外大学での教育経験又は国内大学で英語等による教育経験を有する日本人教員を新たに雇用する場合についても支援の対象となります。また、職員については、本構想の実施に直接従事する職員であれば、支援の対象となります。

Q 5 - 9 本補助事業において雇用される教員は、研究活動を行うことはできないのか。

A. 大学における研究活動は、教育と密接不可分で、相互に深い関係にあるものであることから、一定程度の研究活動を行うことは、本事業における学生への教育という面からも有益なものと考えられますが、一方で、本事業は教育活動への支援を目的としたものであることから、主として研究に従事する者を雇用することは適当ではありません。したがって、本補助事業において雇用される教員は、主として講義等の授業や学習支援などの教育関連業務に従事する者でなければなりません。

Q 5 - 10 本事業において雇用される教職員の勤務形態に制限はあるのか（非常勤等でもよいのか）。

A. 本事業で雇用される教職員について、勤務の形態は常勤、非常勤の別は問いません。適切な労働契約を締結し、適切に勤務管理を行ってください。

Q 5-11 既に在籍している外国人教員等が本事業のプログラムの授業に専念することとなったため、当該外国人教員の代替教員として本事業に関連しない授業を担当する教員を採用した場合、その経費を支出することはできるか。

A. 本事業の補助対象経費となる人件費は、本補助事業を遂行するために直接従事することとなる者の人件費にのみ使用することができます。このような間接的に必要となった経費は対象となりません。

Q 5-12 非常勤講師及び非常勤職員の雇用経費も対象となるか。

A. 本事業の実施のために雇用する非常勤講師及び非常勤職員の雇用経費は、支援の対象となります。

Q 5-13 人件費については、補助対象経費の〇%といった上限はあるのか。

A. 明示された上限はありませんが、補助対象経費の大部分を人件費として計上してしまうと、次年度以降、大幅な予算の減額などが行われた場合、そのことをもって解雇や給与の減額などができないため、支出超過のリスクを負うこととなります。このようなリスクに対応できるよう、過大に人件費を計上しないことが適切と考えられます。

Q 5-14 TAとして学生を雇用した場合、謝金を支給することが可能とのことであるが、TA（授業の補助）のほか、課外活動等の支援のため謝金を払うことは可能か。

A. 可能です。謝金単価については大学の規程等に従って算定してください。

Q 5-15 旅費の算出方法はどのように算出するのか。

A. 旅費の算出については、大学の旅費規程等により行ってください。

Q 5-16 本事業において、就職支援のためのイベント等の実施にあたり無報酬で業務を委嘱した場合（例えば、会場準備のためのボランティアなど）、これに係る交通費等の実費を支出できるか。

A. 大学における規程等に基づき支出可能であれば、差し支えありません。ただし、当該者に対し大学が委嘱したこと及び実際に実施したことが確認できるよう、事前事後の事務手続きを適切行ってください。

Q 5-17 学生への就学支援などの経費（奨学金や交通費など）を支出することは可能か。

- A. 本事業は構想の実施に係る大学の経費に使用されるものであり、学生個人に課される費用は対象としていません。したがって、学生への奨学金の支給や、学生個人が負担した交通費の立替払いのような支出に対しては、本補助金から支出することはできません。

6. 選定方法等

Q 6-1 本事業の審査はどのように行われるのか。

- A. 大学から申請された取組については、有識者により構成される「グローバル人材育成推進事業プログラム委員会」において、書面審査、ヒアリング審査による2段階審査を行い、採択プログラムを決定することとしています。

Q 6-2 ヒアリング審査はいつ頃実施されるのか。その日程は申請者にいつ連絡されるのか。

- A. ヒアリング審査は8月頃に実施する予定です。なお、詳細については決定し次第、速やかに独立行政法人日本学術振興会webサイトに掲載する予定です。

グローバル人材育成推進事業/独立行政法人日本学術振興会

URL : <http://www.jsps.go.jp/j-gjinzai/index.html>

7. 事業の実施

Q 7-1 構想が採択されたが、委員会から「構想についての改善のための意見」が付された。構想調書の計画を修正して再提出する必要があるのか。

- A. 構想調書の修正や再提出の必要はありませんが、フォローアップや中間評価、事後評価において、この意見への対応状況についても対象となりますので、当該意見を踏まえて、本事業を実施するようご注意ください。

Q 7-2 選定された大学は、構想等の実施状況についての独自の評価を行うため、例えば外部有識者から構成される委員会を設置し、運営についての助言を得るとされているが、必ず外部委員会を設置しなければならないのか。

- A. 新たな委員会を必ず設置する必要はありませんが、本事業の実施状況について、第三者による評価を受けることは重要であると考えられることから、学校教育法に基づく自己評価や認証評価、国立大学の場合は国立大学法人評価なども活用し、適切に評価を受けることが必要です。また、選定大学における評価の実施状況については、中間評価や事後評価においても考慮いたします。

8. 提出書類等

Q8-1 図表を用いた場合でも文字は10.5ポイントとするべきか。

A. 図表中の文字の大きさの制限は特にありませんが、内容が明瞭で判読しやすい資料となるよう注意してください。

Q8-2 様式の改変はできないのか。

A. 指定した様式に、作成・記入要領に基づき記載してください。なお、項目の順番入れ替え等は認められません。

Q8-3 申請書はカラー印刷を行ってもよいか。

A. 白黒印刷により構想調書を作成し、提出してください。

Q8-4 「6. 構想責任者」欄には、例えば私立大学の場合、法人職員の名前を記載することは可能か。

A. 構想責任者は申請する取組を実施する責任者となりますので、大学の学長又は副学長とします。

Q8-5 「9. 補助事業経費」はどのように記入すればよいのか。

A. 「申請経費」については、「事業規模」を年間補助金額の上限の2倍以内、「補助金申請額」を年間補助金額の上限以内とし、「補助金申請額」と「大学負担額」の合計が「事業規模」と一致するように記入してください。なお、当該記入欄に記入する金額は、様式7「支援期間における各経費の明細」の「事業規模」、「補助金申請額」、「大学負担額」に記入した金額と一致するよう確認の上、記入してください。

<参考：公募要領3頁(7)補助金上限>

事業内容等を勘案の上、1件当たりの年間補助金額の上限は、各タイプごとに以下のとおりとする。

・タイプA：入学定員※	2千人以上	260百万円
〃	1千人以上、2千人未満	220百万円
〃	500人以上、1千人未満	180百万円
〃	500人未満	140百万円

(※) 大学院の入学定員を含まない。

・タイプB：120百万円

なお、構想の規模、実施年に応じ、充当する経費の規模は変動するとともに、各年度の最終的な補助金額は本事業全体の予算額等に応じて調整します。

Q 8 - 6 「6. 本事業事務総括部課の連絡先」を記入する目的はなにか。

A. 本事業に関して、ヒアリングの開催などについて、文部科学省や日本学術振興会からの連絡事項を確実に伝達し、学内に周知が図られるよう、大学側の窓口として「本事業事務総括部課の連絡先」を設定し、必要な事項を記入してください。

なお、採択後の事業の推進にあたり、採択された大学に対して文部科学省や日本学術振興会からの連絡を行う際も、上記の担当者を通じて行うこととしています。そのため、構想調書提出後に上記の担当者に関する情報に変更があった場合は、速やかに文部科学省及び日本学術振興会に連絡してください。

Q 8 - 7 構想調書の各項目の説明文に挙がっている事項については全て記入する必要があるか。

A. 説明文に挙がっている事項は、各項目を審査する上での観点として、審査要項等に記入されている事項を整理したものです。列挙された事項に該当する実績、又は計画がある場合は、分かりやすく簡潔にもれなく記入してください。なお、これらに加えて大学独自の有意な取組がある場合には、説明文の事項にとらわれず記入することは可能です。

Q 8 - 8 構想調書の目標設定シート3「② 外国人留学生数・全学生に対する比率」に記入する「外国人学生」の定義は、「留学」の在留資格を有する者のみでよいか。

A. 構想調書において目標として掲げる「外国人学生数」については、多様な留学生の受入を幅広く把握するとともに、短期留学の促進の観点から、「出入国管理及び難民認定法」別表1に定める「留学」の在留資格を有する者に加えて、構想における目標設定に応じて以下の者についても計上してください。

- ・「留学」の在留資格を有さない短期留学生（主として大学間交流協定等に基づいて母国の大学に在籍しつつ、必ずしも学位取得を目的とせず、他国・地域の大学等における学習、異文化体験、語学の習得などを目的として、概ね1学年以内の1学期又は複数学期、教育を受けて単位を修得し、又は研究指導を受ける者のほか、単位取得やサーティフィケートの取得を目的として、1学期未満又は短期滞在として留学している者）
- ・「日本人の配偶者等」などの在留資格により大学に在学する者
- ・学位や単位の取得を目的とはしないものの、大学院生レベルの教育指導を受ける外国人研究者として当該大学が受け入れている者

Q 8 - 9 構想調書の様式（本構想における取組内容）【これまでの取組】欄に記入する実績や取組の内容とは、いつの時点の実績や取組について記入するのか。

A. 原則として平成23年度までの実績・取組内容としますが、申請日までの実績や取組について記載しても差し支えありません。

Q 8-10 構想調書の様式 7「支援期間における各経費の明細」はどのように記載したらよいか。

- A. 事業に係る経費は、「公募要領（別添 1）経費の使途可能範囲」の内容を踏まえ記入してください。
なお、補助事業として実際に取組を開始できるのは選定日ではなく、補助金の交付内定日となる予定ですので、平成 24 年度の経費の積算については平成 24 年 10 月以降に必要となる経費を計上してください。

Q 8-11 構想調書の様式 7「支援期間における各経費の明細」欄の記入方法について、留意すべき点はなにか。

- A. それぞれの補助対象経費の記入に際しては、具体的な経費の使途がイメージできるよう、各年度の計画における各費目の使途及び積算についてはできるだけ具体的に記入してください。
また、「委託費」については、補助対象経費の総額に対する上限割合（50%）がありますので、これに該当する経費がわかるように具体的に記載してください。

Q 8-12 構想調書の（参考）で「SENDの概要」とあるが、必ず記載が必要なのか。

- A. 本様式は、様式 2 に記載する「グローバル人材として求められる能力を育成するための大学の特色に応じた取組」において、SENDの実施を含む構想を策定している場合、この欄に、SENDに関する概要を記載してください。SENDの実施を含まない構想の場合、「該当なし」と記載して提出してください。

Q 8-13 構想調書を提出した後、不備が見つかった場合に差し替えをしたいが可能か。

- A. 提出された申請書類については、差替や訂正は認められません。

9. その他

Q9-1 事業の評価等はどのように行われるのか。

- A. 事業の評価等については、委員会で定める評価方法、基準等に基づいて行われます。
なお、中間評価は平成26年度において平成25年度末まで、事後評価は平成29年度において平成28年度末までの構想の実施（達成）状況の評価します。

Q9-2 申請書の郵送は、提出期限の消印があればよいのか。

- A. 消印有効ではありません。定められた期間内に送付必着されないものについては、受け付けいたしません。郵便事情（天災等除く。）での遅延は考慮しませんので、到着日時指定の発送により余裕を持って送付してください。

Q9-3 申請する前に構想の内容について相談を行うことは可能か。

- A. 構想の内容についての相談・アドバイス等は一切できません。ただし、公募要領の内容、申請書の記入方法や補助金の執行等については、随時質問を受け付けております。

Q9-4 フォーラムの開催や事例集の発行などを予定しているのか。

- A. 本事業は、採択された構想を広く社会に情報提供することで、他大学の国際化に向けた取組の参考に供するとともに、高等教育の国際化の推進、外国人学生受入・派遣の促進など、新成長戦略に掲げる目標の実現等に向け、積極的に協力していただくこととします。このため、フォーラムや事例集の刊行等を行う予定です。なお、具体的なスケジュール等は現時点では未定です。
また、国内大学のグローバル化を先導する大学として、大学情報の国内外への積極的な発信のため大学団体等が連携して整備を進めている「大学ポートレート（仮称）」を通じた情報発信に取り組みんでいただくこととしています。

Q9-5 「大学ポートレート（仮称）」とは何か。

- A. 「大学における教育情報の活用・公表に関する中間まとめ」（平成23年8月5日）において、大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みとして整備することが提起されました。平成24年2月、「大学ポートレート（仮称）準備委員会」が発足し、大学団体が連携し、高校や産業界の意見も反映して整備を進めることとしています。

大学ポートレート（仮称）の整備により、①大学が教育情報を用いて自らの活動状況を把握・分析し、改革につなげる（いわゆるIR（Institutional Research）機能の向上）、②各大学の多様な教育活動を国内外に分かりやすく発信、③各大学の業務負担軽減（基礎的な情報を共通に公表することで大学の個別問合せへの対応を軽減）、などの効果が見込まれています。

※「大学における教育情報の活用・公表に関する中間まとめ（平成23年8月5日
大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議）」

<文部科学省WEBサイトURL>

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/44/toushin/1310842.htm